

長野原町まちづくり活性化補助金交付要綱

平成28年 2月22日

要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民等による、町づくり及び地域コミュニティの活性化を目的とした事業（以下「町づくり事業等」とする。）を推進するため、町づくり事業等を行う団体に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するにあたり、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和61年3月27日規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町づくり事業等

町づくり及び地域づくり等を目的として実施する事業をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号いずれにも該当する団体とする。

- (1) 町づくり事業等を実施する団体。
- (2) 町内に住民登録がある者が、構成員の過半数を占める団体。
- (3) 団体に関する規約等が整備されている団体。
- (4) 町長が、補助金を交付することが適当と認める団体。

(補助対象となる町づくり事業等)

第4条 補助対象となる町づくり事業等は、その事業そのものが営利を目的としないものであること。

- 2 当該町づくり事業等への参加が、地域住民等に対し何ら制限のあるものではないこと。
- 3 当該事業に対し、長野原町から他の補助金の交付を受けていないこと。
- 4 その他、町長が補助金を交付することが適当と認める事業。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象となる町づくり事業等に要する額（以下「事業費」という。）に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その得た額が5万円を超える場合は、5万円とし、その得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 事業の収支で、赤字分が上記金額を下回った場合には、赤字分の金額とする。
- 3 事業の収支で、黒字となった場合には、補助金の交付は行わない。
- 4 特に第1条の目的に対し効果があると、町長が認めた場合はこの限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の長(以下「申請者」という。)は、事業実施

前に長野原町まちづくり活性化補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体の規約等
- (2) 町づくり事業等の企画書
- (3) 町づくり事業等の収支予算書
- (4) 当該町づくり事業に関する契約書、会場借用許可書等の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、長野原町まちづくり活性化補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、適否を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付について、条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体の長(以下「交付決定者」という。)は、事業の内容等を変更、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ長野原町まちづくり活性化補助金変更交付申請書(様式第3号)により、町長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 町長は、前条に規定する変更交付申請があったときは、その内容を審査し、長野原町まちづくり活性化補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、適否を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、当該町づくり事業等の完了後、速やかに長野原町まちづくり活性化補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、町長に請求するものとする。

- (1) 事業の実施概要及び収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 長野原町まちづくり活性化補助金請求書(別紙1)
- (4) その他、町長が必要と認めるもの

(補助金の額の決定通知及び交付)

第11条 町長は、前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定させ、長野原町まちづくり活性化補助金交付額決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、交付決定者が指定する口座への振込みを以て行う。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他、町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(監査)

第13条 町長は、必要があると認めたときは、補助の対象となった町づくり事業等について、監査を行うことができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成31年3月31日限りその効力を失う。